

説明資料Ver.1.0

随時更新します

令和6年度(補正) 花粉症対策木材利用促進事業



木材のチカラが、
この国の街づくりを変える。

※内容が、令和5年度(補正)と大きく異なる点は、
紫色にしています。

作成中の箇所は、出来次第都度公開します。

第1章 事業全般

1-1 事業趣旨と概要

スギ花粉症については、その患者数が国民の約4割と推計されるなど社会的に大きな問題となっています。

スギ花粉症対策については、令和5年5月30日に花粉症に関する関係閣僚会議において「発生源対策」、「飛散対策」、「発症・曝露対策」を3本柱とする「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、今後10年を視野に入れた施策も含め、花粉症という社会問題を解決するための道筋が示されました。

また、令和5年10月11日に同会議において、「花粉症対策の全体像」に基づき、初期の段階から集中的に実施すべき対応について、「花粉症対策初期集中対応パッケージ」が取りまとめられました。

この「花粉症対策の全体像」及び「花粉症対策初期集中対応パッケージ」では、発生源対策のうちスギ材の需要拡大に向けた施策の一つとして、住宅分野におけるスギ材への転換促進を掲げており、この着実な実行に取り組んでいくことが必要です。

住宅分野におけるスギ材への転換に当たっては、特に住宅の躯体に利用される木材において、品質・性能の確かな部材であるスギJAS構造材等の利用を図っていくことが必要です。

この際、住宅を建築する事業者においては、スギ製品を構造材として利用する設計への変更に伴う構造安全性の検証や、スギ製品の調達に係る調整(調達先の変更や調達先との協議)に加え、これらの取組の内容や花粉症対策としてスギ製品を利用する意義に関する建築主への説明などを行うことが重要となります。

本事業は、中小工務店等がこのような住宅分野において、「木造戸建住宅における柱、土台等、横架材、羽柄材及び面材として利用される木材製品の材積に対するスギ製品の割合の目標」を立てた上でスギ製品の利用を図るための取組を行いその目標を達成した場合に、それに必要な経費の一部を支援するものです。

1-2 本事業の対象

本事業では、花粉症対策として住宅分野においてスギJAS構造材等(以下「スギ製品」という。)の利用を図るための取組(以下「**利用事業**」という。)を行う中小工務店等に対して支援します。

公募対象	
利用事業の内容	公募対象とする利用事業の内容は、 木造戸建住宅の新築に際して実施する次の(1)から(4)とします。 (1)スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証 (2)スギ製品の調達に係る調整 (3)(1)若しくは(2)又はその両方、及びスギ製品を利用する意義についての建築主への説明 (4)スギ製品の利用に伴う施工時の工夫
対象者	利用事業を実施する施工者
対象物件	木造の一戸建ての住宅(用途番号08010)及び住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの(用途番号08060) 用途番号とは、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)別記様式 別紙の表の用途の区分に対応する記号をいう。
要件	本事業による助成を受けることができる利用事業者は、次の(1)及び(2)を満たすものとします。 (1) 本要領の公表日以降に、次の(2)を満たす木造戸建住宅について、本表上述の利用事業の内容のうち(1)から(3)までの全部、及び該当する場合にあっては(4)を実施すること。ただし、木造戸建住宅の建て方完了が令和7年7月1日以降のものに限ります (2)公募要領第3に定める利用事業を、次の①から③のいずれかを満たす 木造戸建住宅の新築 に際して実施すること。なお、スギ製品の材積は公募要領別添3に定める方法により計算すること ① Aが40%未満の者においては、Aより20ポイント以上高いBを設定し、CがB以上であること ② Aが40%以上60%未満の者においては、60%以上のBを設定し、CがB以上であること ③ Aが60%以上の者においては、Aを超えるBを設定し、CがB以上であること A、B、Cの定義については、次頁に記載しています

要件	<p>A:「第8の登録を申請した日から遡って1年以内に新築した木造戸建住宅の標準的な例※における柱、土台等、横架材、羽柄材及び面材として利用される木材製品の材積に対するスギ製品の割合」(標準的な例における利用実績から自動計算:小数点以下一桁まで)</p> <p style="text-align: center;">※該当する1年以内の新築木造戸建住宅の建築実績がない場合は申請できません。</p> <p>B:「木造戸建住宅における柱、土台等、横架材、羽柄材及び面材として利用される木材製品の材積に対するスギ製品の割合の目標」(事業主において決定する目標:整数値)</p> <p>C:「利用事業を実施する木造住宅における柱、土台等、横架材、羽柄材及び面材として利用される木材製品の材積に対するスギ製品の割合」(助成事業の算定対象とする住宅の木材利用実績から自動計算:小数点以下一桁まで)</p> <p>(3)第3に定める利用事業の内容のうち(3)のスギ製品を利用する意義についての建築主への説明にあたって、国産木材活用住宅ラベル協議会の運営する「国産木材活用住宅ラベル」を建築主に交付するとともに、施工現場に「国産木材活用住宅ラベル」及び国産材を活用している旨ののぼり又はポスターを掲示すること</p>
登録申請の上限	<p>利用事業の登録は、事業主単位で行い、登録は事業主当たり1件に限りできるものとします。法人又は個人の事業者が複数の事業又は事業所を営んでいる場合であっても、当該事業者を一事業主とします。</p>
その他	<p>助成金額は、本表上述の要件を満たす木造戸建住宅のうち、建て方が完了した3戸までを算定対象とし、その戸数に700,000円を乗じた金額とします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ただし、算定対象とした木造戸建住宅について、それぞれの木造部分の延床面積(m²)に7,500円を乗じた金額が700,000円より小さい場合、その金額と700,000円との差額から1,000円未満の金額を切り上げた金額を助成金額から減額します。</p>

(補足説明)

1 対象物件について、提示している用途番号は、建築確認申請用ですが、建築確認申請が不要な建築工事届による申請の場合は、申請する木造戸建住宅の用途が一戸建ての住宅(用途番号08010)又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの(用途番号08060)のいずれかに該当するものは、対象物件となり得ます

2 要件(3)の「国産木材活用住宅ラベル」はHP(<https://kokusanmokuzai.jp/>)を参考にしてください。のぼりは配布します。ポスターを選択する場合は、申請者自らで用意してください(図案は自由)。

本事業で扱う用語及び定義は以下のとおりとします。

1 スギ製品

スギ材が全部又は一部に利用された木材製品であって、柱、土台等、横架材、羽柄材又は面材に利用されるもの

「柱」は、建築物の管柱、通し柱等の垂直方向に設置する構造材(間柱は除く。)をいう。枠組壁工法の場合、縦枠をいう

「土台等」は、建築物の土台、大引、母屋及び棟木をいう

「横架材」は、建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁等の水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材(土台等を除く。)をいう。枠組壁工法の場合、床根太、頭つなぎ及び上下枠を含める。丸太組工法の場合、壁を設ける際に、水平に積み上げる製材等を含める

「羽柄材」は、建築物の間柱、筋かい、根太、胴縁、垂木、貫等の構造材以外の部材をいう

「面材」は、建築物の床、壁、屋根等の構造、下地、仕上げに用いる板状の部材をいう

2 戸建住宅

一戸建ての住宅(用途番号08010)及び住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの(用途番号08060)。なお、用途番号とは、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)別記様式 別紙の表の用途の区分に対応する記号

3 木造戸建住宅

戸建住宅のうち木造のもの

4 利用事業者

公募要領第8の登録を行った上で利用事業を実施する事業者

5 地域木材団体

公募要領別添1に定める団体

1-3 スケジュール

利用事業

交付すべき助成金の額については、応募状況に応じて、一部減額※して確定する場合があります。

※ 令和5年度の他事業では、事業申請額総額が助成額を上回ったため、交付決定額の確定に当たり、交付申請額の査定額（万円未満を切り捨て）×0.84（注：確定に当たり、万円未満を四捨五入）で算出した額を交付決定額として、交付決定通知書により通知しました。

1 申請に係る登録期間（事業へのエントリー）＜公募要領第8＞

受付期間 令和7年5月19日（月）～令和7年5月30日（金）17時（必着）

※郵送分は地域木材団体に、メール（様式第1号のファイル）は全木連に必着

地域木材団体：公募要領別添1の、利用事業者の本店又は主たる事務所が

所在する都道府県の地域木材団体となります

メール：info@sugi-kafun.jp

2 助成金交付申請締切（利用事業の取組に応じた助成金の申請）＜公募要領第13＞

受付期間 交付申請書で報告する木造戸建住宅の建て方が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和7年11月28日（金）のいずれか早い日の17時まで（必着）

※郵送分は地域木材団体に、メール（様式第5号のExcelファイルに限る。PDFは不可）は全木連に必着

ファイルの提出にあたり、ファイル名として利用事業No.及び会社名を入力してください。

例：K7〇〇-×××赤坂工務店㈱

1-4 対象事業者

利用事業の対象となる事業者は、次の(1)から(9)の全ての要件を満たす事業者とします。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者であること
- (2) 公募要領第3の利用事業において新築する木造戸建住宅の施工者として予定されている者、又は施工者として予定されている者から利用事業に申請する権利の委譲を受けた施工者であること
- (3) 年間の戸建住宅の供給戸数が300戸以下である者であること
- (4) 公募要領別添2に定める事業内容を理解し、かつ利用事業に関する具体的計画とそれを的確に実施できる能力を有する者であること
- (5) 利用事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること

- (6) 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと
- (7) 過去3か年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業補助金において、公募要領第17の交付決定の取消し等に相当する補助金の返還命令を受けた者でないこと
- (8) 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者ではないこと
- (9) インターネットに接続されたパソコンやタブレット等により、本事業のウェブサイトの閲覧及び本事業の申請に必要な書類のダウンロード等を行うことができる環境を有する者であること

1-5 他の補助事業との併用

他の補助事業との併用については、以下のとおりです。

利用事業者は、利用事業を実施し、助成金の交付申請を行う年度において、
助成金の算定対象とした木造戸建住宅について、
本事業以外に、国、地方公共団体、その他の公的機関が実施する事業であって、戸建住宅の建築時に木材を利用することやその利用量に基づき補助や助成を行う事業（以下「他の事業」という。）を実施し、補助や助成を受ける場合は、本事業の助成を受けることはできません。ただし、他の事業が以下のいずれかに該当する場合はその限りではありません。

- (1) 補助や助成の金額の全額を建築主（売買契約による住宅の場合は買主）に還元することが規定されている場合
- (2) 地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成であって、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。）が含まれていないことを、本事業に申請する事業者が全木連に提出した補助事業実施機関の資料等により確認できる場合

第2章 申請の流れ フロー図

凡例: 事業申請者が作成する書類 全木連による通知 地域木材団体による通知



建て方開始、建て方完了(7/1以降)、建て方完了報告

- 設計に係る構造安全性検証等
- スギ製品の調達に係る取決め、発注
- 指定確認検査機関等に、建築確認申請 又は 建築工事届の提出

登録申請(様式第1号)外
地域木材団体への提出

申請受付書(様式第3号)
事業申請者に送付

結果通知書(様式第4号)
審査結果を事業申請者に送付

一部事業者を対象に
現地確認を実施

交付申請書(様式第5号)外
提出

交付決定通知(様式第6号)送付
※要件を満たさない場合は、不採択通知(様式第7号)

交付請求書(様式第8号)提出
※交付決定通知受領後、

助成金の支払い

第3章 登録申請・交付申請

3-1 申請上の注意点

- 1 令和6年度において第14の1による交付決定を受けた利用事業者は登録できません。
- 2 令和6年度において第8の3による登録の承認を受けた事業者にあっても、再度の登録申請が必要となります。
- 3 公募要領第5にあるとおり、同第3に定める利用事業の内容のうち(1)から(3)までの全部、及び該当する場合にあっては(4)に関して、同要領の公表日の前日までに着手した取組について助成を申請された場合は、助成できません。
従いまして、建築確認申請又は建築工事届を同要領の公表日の前日までに実施された場合も、助成できません。

- 4 花粉症対策木材利用促進事業登録結果通知書(様式第4号)の施行日前に建て方完了した場合は、助成できません。
- 5 スギ製品の調達に係る取決めをした日の前日までにスギ製品の発注を行った場合は、助成できません。
- 6 交付申請で報告する木造戸建住宅において、交付申請時に申請があったスギ製品の部材ごとに使用したことが分かる荷受け写真及び施工状態がわかる写真の提出がない場合は、助成できません。
- 7 3から6までは例であり、他にも登録申請や交付申請がなされなかったり、公募要領で申請者に求めている書類の郵送やメールの提出がない場合、あるいは事務局から申請者に書類の不備を期限を切って連絡したにもかかわらず、修正後の書類が期限までに提出されなかった場合などは、助成できません。

■登録申請時の提出物(郵送提出先、メール提出先及び締切等はP.6参照)

- ① 花粉症対策木材利用促進事業登録申請書(様式第1号)
 - ② 花粉症対策木材利用促進事業登録申請書付属資料(様式第1号別添)
 - ③ 花粉症対策木材利用促進事業に係る誓約及び同意書(様式第2号)
 - ④ 登録申請書における「スギ製品の利用状況」で報告した、登録を申請した日から遡って1年以内に新築した木造戸建て住宅の標準的な例におけるスギ製品の利用状況を確認できる資料(納品書又は出荷証明書の内訳明細、木拾い表及び当該事例の図面等)
 - ・標準的な例(1件)・施工物件の納品書又は出荷証明書(鑑と全ての内訳明細書一式)、木拾い表
 - ・標準的な例(1件)・施工物件の図面(スギ製品の有無がわかるもの)
 - ⑤ 建築工事業又は大工工事業の建設業許可通知書の写し
- ※ 登録申請者と施工者として予定されている者が異なる場合
- ⇒施工者として予定されている者から利用事業に申請する権利の委譲を受けた施工者が申請をする場合には、権利の委譲を受けたことがわかる委譲書

■登録承認内容の変更(変更の該当がない場合は手続き不要)

利用事業者は、第8の3で承認を受けた登録承認内容のうち、木造戸建住宅を変更したい場合(変更後の住宅のCがBを下回らないものに限る)は、

○様式第1号 登録申請書の該当部分□にレを付けた上で、



○変更が必要なNo.の住宅名又は所在地を修正し、



○令和7年10月15日(水)までに



○登録申請書の電子データ(Excel形式)を、全木連にメールで提出します。

※期限を過ぎて提出された登録申請書はいかなる理由があっても受理しません。

■建て方完了の報告(登録申請書のNoごとに必ず必要。報告ない場合等は助成金は支払われません)

1 利用事業者は、登録申請書のNoごとに、当該住宅の建て方完了の1週間前(当該日が地域木材団体の休業日の場合は直前の営業日)までに、当該住宅の建設地が存する都道府県の地域木材団体宛てメールにより建て方完了報告をしなければなりません。

2 地域木材団体は、1の建て方完了報告を行った者に対して、花粉症対策木材利用促進事業の建て方完了報告受付書(様式第3号-1)を電子媒体(PDF形式)でメールにて送付します。

3 利用事業者は、2の花粉症対策木材利用促進事業の建て方完了報告受付書を受領することなく、第13の2の交付申請を行うことはできません。なお、建て方完了報告受付書を受領しても、利用事業者の都合により現地確認が実施できなかった場合も交付申請を行うことはできません。

3-2 申請時の留意点 構造検証

スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証

作成しています。
追って、公開します。

3-3 登録申請手続きの流れ1 | 登録申請書のファイルを取得する。

① 公式サイトへアクセスし、「花粉症対策木材利用促進事業」を選択する

公式サイトURL：<https://sugi-kafun.jp/index.php>



※一部、実際の画面内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ2 | 登録申請書のファイルを取得する。

②「花粉症対策木材利用促進事業」のページから、公募要領等を確認した後、申請書類の登録申請書の  をクリックした後、画面右上の  をクリックしてダウンロードする。



② 次にここをクリックして、表示されたファイルをクリック！

花粉症対策木材利用促進支援事業

当該HPに記載している事項のほか、公募要領、説明資料、Q & Aをよく読んで理解した上で、申請願います。

公募要領及び説明資料



① 最初にクリック！

申請書類

申請の種類	提出書類		ダウンロード	提出先			説明
	様式No.	書類名等		全木造	地域木材団体	共同ファーム	
	様式第1号	11-01_【様式】花粉症対策木材利用促進事業登録申請書		アップロード	印刷物も郵送		1 ファイルを印刷して、郵送願います。 2 併せて、Excelファイルのままメールも提出願います。 3 この提出は当たり、ファイル名として会社名も入力の上、提出願います。 例：株式会社製造機max
	様式第1号	11-02_【様式】花粉症対策木材利用促進事業登録申請書付属資料		同上	同上		
	様式第2号	11-03_【様式】花粉症対策木材利用促進事業に係る誓約及び同意書		同上	同上		

※一部、実際の画面内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ3 | 登録申請書を入力する。

③公募要領等を確認の上、入力又はプルダウンで選択します。

様式第1号

登録承認後、登録内容を変更する場合に、☑を入れます。

令和 年 月 日

年月日を入力します。

※ 花粉症対策木材利用促進事業登録申請書
(スギ製品の利用状況等の報告)

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様

※記載時の留意点
薄橙色のセルを記入ください。
青色のセルは自動計算になります。

会社名、住所、代表者名を入力します。

会社名

住所

代表者名

事業担当者が所属する会社の下記の情報を入力します。

- ・法人番号(13桁) 個人事業主は該当ありません。
- ・郵便番号
- ・住所(都道府県及び市区郡以下の地番まで)
- ・担当者の所属・氏名
- ・担当者連絡先としての電話番号、メールアドレス
- ・担当者が代わっても連絡可能な電話番号、メールアドレス

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領(以下「公募要領」という。)の第8の1に基づき、利用事業の登録を申請します。

※公募要領第9の1に基づく登録の変更申請の場合は、□にレを付し、☑としてください。

1 提出者の概要

法人番号(13桁)	
郵便番号	〒 -
住所	
担当者の所属・氏名	
担当者連絡先	
電話番号	メールアドレス
会社連絡先 ※担当者が代わってもつながる連絡先。	
電話番号	メールアドレス
主な営業地域	
主に建築する木造戸建住宅の用途	
主に使用する木造戸建住宅の工法	
年間戸建住宅供給実績[戸数](※1)	住宅設計の自社取組の有無

主な営業地域について、都道府県名、より広域な場合は地方名(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州)を入力(複数可)します。海外は不要です。

用途をプルダウンから選択します。

工法をプルダウンから選択します。

自社で住宅設計を取り組んでいるかをプルダウンから選択します。

※1 年間戸建住宅供給実績について、原則、年次(令和6(2024)年1月から12月まで)の実績を計上すること。

令和6年次の実績を入力します。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ4 | 登録申請書に入力する。

④公募要領等を確認の上、入力又はプルダウンで選択します。

2 利用事業を実施する予定の木造戸建住宅

公募要領第5の助成要件を満たし、助成金額の算定対象とするもの（3戸まで）

No.	住宅名	所在地	建て方完了時期 (予定)	変更の有 無※2
1			令和7年 月 旬頃 <input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	
2			令和7年 月 旬頃 <input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	
3			令和7年 月 旬頃 <input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	

住宅名には、建築物の名称又は工事名、所在地には、住所（都道府県及び市区郡以下の地番まで）を入力します。

建て方完了時期には、算定対象の木造戸建住宅ごとに、建て方完了予定月を入力します。

※2「変更の有無」欄は、登録承認後において、公募要領第9の1の登録変更申請に該当する場合のみの選択となります。該当No.が変更登録申請の対象であれば「○」、対象でなければ「×」を選択ください。

3 実施する利用事業の内容

上記2に記載した木造戸建住宅の新築に際して実施する予定の利用事業の内容（以下（1）から（3）は必須、（4）は任意）

利用事業の内容	
<input type="checkbox"/>	(1) スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証
<input type="checkbox"/>	(2) スギ製品の調達に係る調整
<input type="checkbox"/>	(3) (1) 若しくは(2) 又はその両方、及びスギ製品を利用する意義についての建築主への説明
<input type="checkbox"/>	(4) スギ製品の利用に伴う施工時の工夫

該当する利用事業の内容をチェックします。
(1)から(3)までの全てにチェックがない場合は不採択となります。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ5 | 登録申請書に入力する。

⑤公募要領等を確認の上、入力します。

4 利用したスギ製品の材積及び目標

利用事業の登録申請日から遡って1年以内に新築した木造戸建住宅の標準的な例におけるスギ製品の利用状況及び目標

標準的な例において利用したスギ製品の材積[m3]						総木材利用量 [m3]	A [%]	B [%] [目標]	点数
柱	土台等	横架材	羽柄材	面材	計				

※3： B[目標]は整数とする。

①水色のセルは自動表示につき、入力不要です。

この扱いは、当該ファイル内では同様です。

②スギ製品を利用したことがわかる資料（納品書又は出荷証明書の内訳明細、木拾い表及び当該事例の図面等）を併せて提出します。

③目標B[%]を入力します。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ6 | 登録申請書に入力する。

⑥公募要領等を確認の上、入力又はプルダウンで選択します。

5 スギ製品継続利用計画

利用事業が完了する年度（令和7年度）から起算して3年間（※4）におけるスギ製品の利用計画

スギ製品を利用する新築の木造戸建住宅				
年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	計
見通し[戸数]				

スギ製品の利用計画	対象部材				
	柱	土台等	横架材	羽柄材	面材
スギ製品の利用状況					
（うちJAS構造材）					
令和7(2025)年 利用計画					
（うちJAS構造材）					
令和8(2026)年 利用計画					
（うちJAS構造材）					
令和9(2027)年 利用計画					
（うちJAS構造材）					

※4： 令和7(2025)年については、利用事業を実施する予定の木造戸建住宅について記載すること。
令和8(2026)年及び令和9(2027)年については、各年の1月から12月までの期間における見通しを記載すること。

令和7年（暦年）、同8年（暦年）、同9年（暦年）におけるスギ製品を利用する新築の木造戸建住宅戸数を入力します。

JAS構造材とは、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき制定された日本農林規格（以下「JAS」という。）の「製材（JAS 1083）」のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材、「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（JAS 0600）」、「直交集成板（JAS 3079）」、「集成材（JAS 1152）」のうち構造用集成材、「単板積層材（JAS 0701）」のうち構造用単板積層材、「合板（JAS 0233）」のうち構造用合板及び「構造用パネル（JAS 0360）」として格付が行われた木材製品及び「保存処理材」をいいます。

当該事例において、上段にスギ製品を利用している部材があれば「○」を選択します。さらに、上段が「○」の場合は、下段にJAS構造材に関して、スギを利用している部材があれば「○」を選択します。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ7 | 登録申請書に入力する。

⑥公募要領等を確認の上、チェック願います。

様式第1号別紙

要記入・選択箇所

環境負荷低減チェックシート（利用事業者向け）		
申請会社名		
提出時期	申請時（します） <input type="checkbox"/>	報告時（しました） <input type="checkbox"/>
記入日	令和 年 月 日	

チェック	①	（1）適正な防除
	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の適正な使用・保管
	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の使用状況等の記録・保存

チェック	①	（2）エネルギーの節約
	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

チェック	①	（3）環境関係法令の遵守等
	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
	<input type="checkbox"/>	法令関係の遵守
	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 機械等の適切な整備と管理に努める
	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：事業実施にあたり農薬・機械等を使用しない場合は、「該当しない」にチェックしてください。
この場合、当該項目のチェック欄へのチェックは不要です。

この欄（報告（しました））は該当ありません。入力不要です。

会社名及び記入日を入力します。
会社（事業体）として、該当する内容等にチェックを入れます。
該当しないのにチェックがある場合を除き、全てのにチェックがない場合は不採択となります。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ8 | 登録申請書付属資料に入力する。

⑦公募要領等を確認の上、入力又はチェックします。

様式第1号別添

花粉症対策木材利用促進事業登録申請書付属資料

: 要記入・選択箇所

1. 申請会社名	
2. 申請の要件を満たす確認情報等	
公募要領第4（本事業の対象となる事業者の要件）関係	
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者であること	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 公募要領第3の利用事業において新築する木造戸建住宅の施工者として予定されている者、又は施工者として予定されている者から利用事業に申請する権利の委譲を受けた施工者であること	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(3) 年間の戸建住宅の供給戸数が300戸以下である者であること	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(4) 公募要領別添2に定める事業を理解し、かつ利用事業に関する具体的計画とそれを的確に実施できる能力を有する者であること	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(5) 利用事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(6) 公正取引委員会から、「独占禁止法」に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(7) 過去3か年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業補助金において、第17の交付決定の取消し等に相当する補助金の返還命令を受けた者でないこと	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(8) 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者ではないこと	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(9) インターネットに接続されたパソコンやタブレット等により、本事業のウェブサイトの閲覧及び本事業の申請に必要な書類のダウンロード等を行うことができる環境を有する者であること	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
公募要領第17（交付決定の取消し等）関係	
(10) 花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領の第17の1（1）から（3）、（5）及び（6）に掲げる理由に基づき交付決定の取消しを受けた場合は、利用事業者名及び取消しに係る内容が公表される場合があることを承諾します。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

会社名を入力します。

(1)から(10)に該当する場合は「はい」、該当しない場合は「いいえ」にチェックを入れます。
(1)から(10)のいずれかの「いいえ」にチェックがある場合は、不採択となります。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ9 | 誓約及び同意書を入力する。

⑧公募要領等を確認の上、入力又はチェックします。

様式第2号

令和 年 月 日

年月日を入力します。

花粉症対策木材利用促進事業に係る誓約及び同意書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様

※記載上の留意点
以下の条件を満たさなければ、利用事業者として登録されません。
・1又は2のいずれかが「はい」になること
・3から8まではすべて「はい」になること

代表者が代表者名を署名します。
なお、記名押印でも可としますが、押印見直しの観点から、署名に協力願います。

(申請者の名称及び代表者氏名)

会社名:

代表者名:

※押印不要ですが、署名願います。

1. を理解した上で、①～③のうち該当するものにチェックを入れます。

1. 申請者は、令和7年度において、花粉症対策木材利用促進事業以外に、国、地方公共団体又は、その他の公的機関が実施する事業であって、戸建住宅の建築時に木材を利用することやその利用量に基づき補助や助成を行う事業（以下「他の事業」という。）を実施し、その補助や助成を受けていません。今後、受ける予定もありません。

もし、他の事業による補助や助成を受けた場合には、速やかに全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）に報告します。

- ①他の事業による補助や助成を受けておらず、今後受ける予定もない場合は右にチェック
- ②他の事業による補助や助成を受けていないが、今後受ける予定がある場合は右にチェック
- ③他の事業による補助や助成を受けている場合は右にチェック

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ10 | 誓約及び同意書に入力する。

⑨公募要領等を確認の上、入力又はチェックします。

(1で②又は③にチェックした申請者は回答して下さい)

2. 申請者が補助や助成を受けている又は受ける予定のある他の事業は、以下(1)又は(2)のいずれかに該当します。

(1) 補助や助成の金額の全額を建築主(売買契約による住宅の場合は買主)に還元することが規定されている。

(2) 地方公共団体及びその他の公的機関が実施する補助や助成であって、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金(地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。)が含まれていない。

「はい」の場合は右にチェック

2. の(1)又は(2)いずれかに該当する場合は、「はい」にチェックを入れます。

申請者が補助や助成を受けている又は受ける予定のある他の事業の名称及び実施機関を記載して下さい。

ア 事業名:	
ア 事業の実施機関:	
イ 事業名:	
イ 事業の実施機関:	
ウ 事業名:	
ウ 事業の実施機関:	

2の(1)又は(2)のいずれかに該当ある場合は、事業名及び事業の実施機関を記入します。
4つ以上の事業が該当する場合は、1つの行に2つ書き込みます。

※当該事業が(1)に該当する場合、補助や助成の金額の全額を申請者から建築主(売買契約による住宅の場合は買主)に還元することが規定されていることを示す当該事業の実施機関の資料を添付すること。

※当該事業が(2)に該当する場合、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金(地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。)が含まれていないことを示す当該事業の実施機関の資料を添付すること。

※(1)又は(2)のいずれにも該当しない場合は本事業に申請できません。

3. を理解した場合は、「はい」にチェックを入れます。

3. 1に反して、他の事業による補助や助成(2の(1)又は(2)に該当する場合は除く。)を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ11 | 誓約及び同意書を入力する。

⑨公募要領等を確認の上、チェックします。

4. 利用事業は国の助成金であり、花粉症対策として住宅分野においてスギ・A S 構造材等の利用を図るための取組を進めるものであることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック

4. を理解した場合は、「はい」にチェックを入れます。

5. 申請者が花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）第13の2により報告する利用事業の内容及び第16により報告するスギ製品継続利用計画の実施状況について、全木連及び林野庁が、無償で活用し公表できることを理解しました。

※申請者が建築する木造戸建住宅の建築主が特定できるような情報についてはその限りではありません。

「はい」の場合は右にチェック

5. を理解した場合は、「はい」にチェックを入れます。

6. 全木連が必要に応じて、利用事業を実施して新築する木造戸建住宅について、施工中又は工事完了時に現地確認することに同意します。

「はい」の場合は右にチェック

6. に同意する場合は、「はい」にチェックを入れます。

7. 交付する助成金の金額は、応募状況に応じて、減額して確定する場合があることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック

7. を理解した場合は、「はい」にチェックを入れます。

8. 公募要領第17により、全木連から「助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずる」ことがあることを理解しました。

特に、以下の場合に助成金の返還が生じることを理解しました。

利用事業が完了した年度から起算して3年間、公募要領第16の継続利用報告書を第16で定めた期日までに提出しなかった場合

「はい」の場合は右にチェック

8. を理解した場合は、「はい」にチェックを入れます。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-4 登録・交付申請:提出図面 (凡例)

3-5 登録申請採択後の留意点(荷受け写真及び施工写真の撮影)

作成しています。
追って、公開します。

3-6 スギ製品の調達に係る調整について

同一の法人間又は同一の個人の事業者間の調達に係る調整は認めません。

◎スギ製品の調達に係る調整については以下の3とおりにあり、いずれかを選んで実施する必要があります。

- ① スギ製品の安定需給に関する協定書案《参考様式》
- ② 工事関連注文確約書案《参考様式》
- ③ 契約書の締結

①及び②の説明

1 本事業で報告する木造戸建住宅に使用する木材の調達前に締結する。

2 この条文はあくまで参考例であり、この文面どおり締結する必要はない。

③の説明

1 本事業で報告する木造戸建住宅に使用する木材の調達前に締結する。

2 スギ製品を含む木材の売買契約書であれば、締結内容は、特に問わない。

※一部、実際の内容と異なる場合があります。

①スギ製品の安定需給に関する協定書案《参考様式》

※本事業で報告する木造戸建住宅に使用する木材の調達前に締結していただきます。
なお、この条文はあくまで参考例であり、この文面どおり締結する必要はありません。

スギ製品の安定需給に関する協定書案《参考様式》

〇〇ホーム株式会社（以下「甲」という。）と〇〇製材株式会社（以下「乙」という。）は、スギ製品の安定需給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、スギ製品の継続的な安定需給に連携して取り組むものとする。

（甲の責務）

第2条 甲は、第5条の協定期間内において、建築物におけるスギ製品需給計画（附表のとおり、以下「計画」という。）に基づき、乙が供給するスギ製品を木造戸建住宅の建築に利用することを通じて、スギ製品の需要拡大に努めるものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、甲の了解なく甲が利用するスギ製品の取引価格を値上げしないこと。

2 乙は、第5条の協定期間内において、計画に基づきスギ原木の安定調達を図り、スギ製品の安定供給に努めるものとする。

（取引条件）

第4条 甲と乙の間におけるスギ製品の取引価格、製品の仕様、納期等の具体的取引条件は、別途契約により定めるものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日から令和〇年〇月31日までとする。

3-6 スギ製品の調達に係る調整について

②工事関連注文確約書案《参考様式》

※本事業で報告する木造戸建住宅に使用する木材の調達前に締結していただきます。
 なお、この文面はあくまで参考例であり、このとおり締結する必要はありません。

工事関連注文確約書案《参考様式》

〇〇製材株式会社 様

下記のとおり、工事関連部材を御社に発注することを確約いたします。

記

- 1 期間
 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
 (始期は本事業の公表時期より後で、かつ本事業で報告する木造戸建住宅に使用する木材の調達より前で、終期は建て方完了の時期を想定)
- 2 発注予定木材等
 〇〇㎡
- 3 納入予定部材

品名	樹種	等級	寸法	数量	材積	単価
土台	スギ注入	特1等	4.000×120×120	210	12.0960	74,000
土台	スギ注入	特1等	3.000×120×120	140	6.0480	74,000
大引	スギ注入	特1等	4.000×90×90	200	6.4800	60,000
大引	スギ注入	特1等	3.000×90×90	130	3.1590	60,000
桁・梁	HB	集成材	6.000×120×330	10	2.3760	105,000
桁・梁	HB	集成材	5.000×120×330	10	1.9800	95,000
桁・梁	HB	集成材	4.000×120×330	10	1.5840	92,000
桁・梁	HB	集成材	4.000×120×300	20	2.8800	92,000
桁・梁	HB	集成材	4.000×120×270	20	2.5920	102,000
桁・梁	スギ KD	特1等	4.000×120×270	10	1.2960	74,000
桁・梁	スギ KD	特1等	3.000×120×270	10	0.9720	74,000
桁・梁	スギ KD	特1等	5.000×120×240	10	1.4400	111,000
桁・梁	スギ KD	特1等	4.000×120×240	10	1.1520	73,000
桁・梁	スギ KD	特1等	3.000×120×240	30	2.5920	73,000
桁・梁	スギ KD	特1等	3.000×120×210	40	3.0240	73,000
	:		:		:	

- 4 概算金額
 〇〇〇〇円 (税抜き)
- 5 納入形態
 指定材、指定日、指定場所
- 6 支払条件
 納品日の月末締切、翌月支払
- 7 支払方法
 弊社宛請求書受領後、銀行振込
- 8 その他
 等級及び数量の指定は別途行うものとし、各月末に清算する。

令和〇年〇月〇日

発注者 住所
 会社名
 代表者氏名 〇〇 〇〇 印

承諾書

上記の内容及び条件で、部材の発注を引き受けます。

令和〇年〇月〇日

受注者 住所
 会社名
 代表者氏名 〇〇 〇〇 印

※一部、実際の内容と異なる場合があります。

3-7 登録申請採択後の留意点(現地確認)

全木連及び地域木材団体は、公募要領第12に基づき、

一部の花粉症対策木材利用促進事業において、
現地で建て方完了後に申請があったスギ製品の利用状況を確認します。

利用事業者からの「建て方完了報告」を受けた地域木材団体は、建物が
現地確認の対象であるか否かについて、(様式第3号-1)「花粉症対策
木材利用促進事業の建て方完了報告受付書」により、連絡します。

※この建て方完了報告受付書は、交付申請時の添付資料になっていま
すので、ご留意ください。

3-8 交付申請上の注意点

作成しています。
追って、公開します。

3-9 交付申請手続きの流れ 1 | 交付申請書のファイルは何を使う。

- ① 公式サイトへアクセスし、「花粉症対策木材利用促進事業」を選択する。

公式サイトURL：<https://sugi-kafun.jp/index.php>



3-9 同手続きの流れ2 | 交付申請書のファイルは何を使う。

②「花粉症対策木材利用促進事業」のページから、公募要領等を確認した後、申請書類の交付申請の欄にあるとおり、**公募要領第8の3で、登録申請の承認を通知するメールに添付したExcelファイルを必ず使用願います。**

花粉症対策木材利用促進支援事業

HOME お知らせ 花粉症対策木材利用促進支援事業 各種報告書

花粉症対策木材利用促進支援事業

当該HPに記載している事項のほか、公募要領、説明資料、Q & Aをよく読んで理解した上で、申請願います。

公募要領及び説明資料

公募要領PDF 説明資料PDF

Q & A

申請書類

申請の 種類	様式No.	番 号 名 等	ダウンロ ード	提出先			説 明	
				金木連	地域木材 団体	Web上 入力フ ォーム		
様式第5 号	21-01_【様式】花粉症対策木材利用 促進事業助成金交付申請書					ファイル きメール	同上	※1 ※1 公募要領第8の3で、登録申請の承認 を通知するメールに添付したExcelファイル を必ず使用願います。 1 ファイルを印刷して、郵送願います。 2 併せて、Excelファイルのままメールも提 出願います。
様式第5 号 (別紙1)	21-02_【様式】利用事業の実施報告					ファイル きメール	同上	

事務局から申請者宛て、
公募要領第8の3によ
り、登録申請の承認を
通知するメールに添付
したExcelファイルを
必ず使用願います。

※一部、実際の画面内容と異なる場合があります。

作成しています。
追って、公開します。

3-9 Web申請手続きの流れ1 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

① 利用環境の準備

Web申請の入力フォームを利用するための推奨環境は下記の通りです。

OS	Windows 10以降
メモリー	2Gバイト以上
空きディスク容量	1Gバイト以上
WEBブラウザ	・ Windows版 Google Chrome ・ Windows版 Microsoft Edge ※ JavaScriptを必ず有効にしてください。
画面解像度	1024×768ピクセル以上

《Google Chromeダウンロードサイト》

https://www.google.com/intl/ja_jp/chrome/

《Microsoft Edgeダウンロードサイト》

<https://www.microsoft.com/ja-jp/edge>

3-9 Web申請手続きの流れ2 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

② 利用環境の準備

1. 花粉症対策木材利用促進事業HP (<https://sugi-kafun.jp/jigyuu/index.php>)において、

入力はこちらから ボタンをクリックします。

花粉症対策木材利用促進支援事業

HOME	お知らせ	花粉症対策木材利用促進支援事業	各種報告書
🏠 > 花粉症対策木材利用促進支援事業			

花粉症対策木材利用促進支援事業

当該HPに記載している事項のほか、公募要領、説明資料、Q & Aをよく読んで理解した上で、申請願います。

公募要領、説明資料及びQ & A

様式第5号	21-01_【様式】花粉症対策木材利用促進事業助成金交付申請書	※1	ファイルをメール	同上	※1 公募要領第8の3で、登録申請の承認を通知するメールに添付したExcelファイルを必ず使用願います。 1 ファイルを印刷して、郵送願います。 2 併せて、Excelファイルのままメールも提出願います。
様式第5号 (別紙1)	21-02_【様式】利用事業の実施報告		ファイルをメール	同上	
様式第5号 (別紙2)	21-03_スギ製品の利用に関する報告 (Web申請)	-		入力フォーム 入力	入力はこちらから

※ 一部、実際の表示内容と異なる場合があります。
次のページに続きます。

3-9 Web申請手続きの流れ3 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

2. 様式第5号別紙2の入力画面にて、必要事項を入力します。

その前に、以下の**赤字の中をよくお読みください**。

入力内容（特に自由回答）を前もって整理し、入力開始されることをお勧めします。

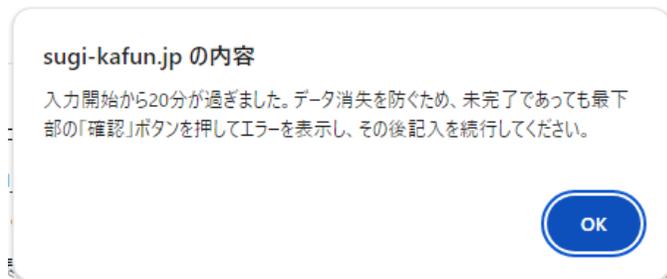
* マークが付いている項目は必ず入力してください。それ以外の項目も極力入力に協力願います。

* マークの入力漏れがあると**入力エラーとなり、次の画面に進むことができません**。

入力中20分経つと、以下の表示が画面上に出ますので、データ消失を防ぐため、

未完了であっても  をクリックの上最下部の  ボタンを押してエラーを表示させ、

その後記入を続行してください。



次のページに続きます。

3-9 Web申請手続きの流れ4 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

作成しています。
追って、公開します。

第4章 その他

4-1 事務局からの通知

■ 様式第3号

花粉症対策木材利用促進事業登録申請受付書

様式第3号

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業登録申請受付書

会社名
代表者名 様

地域木材団体名
代表者名

御社より提出のあった花粉症対策木材利用促進事業登録申請書については、受付がなされたことを通知します。

なお、登録の可否については後日改めて通知します。

**登録申請を受け付けたことを、
地域木材団体からメールで通知します。**

※一部、実際の通知内容と異なる場合があります。

■ 様式第3号-1

花粉症対策木材利用促進事業の建て方完了報告受付書

様式第3号-1

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業の建て方完了報告受付書

会社名
代表者名 様

地域木材団体名
代表者名

御社よりメールにて花粉症対策木材利用促進事業の建て方完了報告を受け付けました。

(建て方完了報告があった建物が現地確認の対象である場合)

本件は現地確認の対象物件です。日程調整後、花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）第11による現地確認を実施しますので、対応をお願いします。なお、御社の都合により現地確認が実施できなかった場合は、公募要領第10の3に該当しますので、交付申請を受け付けいたしません。

(建て方完了報告があった建物が現地確認の対象でない場合)

本件は現地確認の対象物件ではありません。

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領第13の2に基づき、交付申請を行ってください。

利用事業 No. :

今回受け付けたNo. :

**建て方完了報告を受け付けたことを、地域木材
団体からメールで通知します。**

第4章 その他

4-1 事務局からの通知

■ 様式第4号 花粉症対策木材利用促進事業登録結果通知書

様式第4号

令和 年 月 日

※花粉症対策木材利用促進事業登録結果通知書



会社名
代表者名 様

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則

(登録変更の場合)

御社から申請のあった花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）第9の1の登録変更については、公募要領第9の2により承認することと決定しましたのでその旨を通知いたします。

※登録変更承認の場合のみにレを付してとします。

(登録の場合)

御社から申請のあった花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）第8の1の登録については、公募要領第8の3に基づき審査した結果、登録することと決定しましたのでその旨を通知いたします。

なお、本登録は、事務を円滑に進めるための事前確認などを行うもので、当該事業に対する助成金を確保したものではないことを申し添えます。

花粉症対策木材利用促進事業は、公募要領等に基づき実施願います。

利用事業 No. :

利用事業 No. :

承認した木造戸建住宅のNo. :

(登録不可の場合)

御社から申請のあった花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）第8の1の登録については、公募要領第8の3に基づき審査した結果、登録しないことと決定しましたので通知いたします。



登録結果又は登録変更の結果を、事務局からメールで通知します。

※一部、実際の通知内容と異なる場合があります。

4-2 交付決定・交付請求

■ 様式第6号 花粉症対策木材利用促進事業助成金採択及び 交付決定通知書

様式第6号

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業助成金採択及び交付決定通知書

会社名
代表者名 様

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則

御社より提出のあった花粉症対策木材利用促進事業助成金交付申請書について、審査の結果、花粉症対策木材利用促進事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認められることから、採択と決定されるとともに、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。

なお、この金額に基づき、花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領第15で定める期日までに、一般社団法人全国木材組合連合会に様式第8号を送付してください。

利用事業No.	
助成金交付決定額	

事務局で交付申請確認後、交付決定通知書により助成金額をメールで通知します。

※一部、実際の通知内容と異なる場合があります。

■ 様式第8号 花粉症対策木材利用促進事業助成金交付請求書

様式第8号

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様

会社名

住所

代表者名

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領第15に基づき、下記利用事業の助成金を請求します。

利用事業No.	
交付決定通知日	
請求金額 [円]	

交付決定通知書に記載された金額を記入して、事務局宛て直接メールしてください。

⇒ info@sugi-kafun.jp

4-3 事務局からのお願い

- 審査が円滑にできるよう、申請に必要な書類は公募要領等で確認し、**全て揃えて提出**してください。
- 審査において提出書類の複写やPDF化をしますので、**ホチキス止め、インデックスの貼布、両面印刷等はしない**でください。
- 提出時の用紙の大きさは**原則A4サイズ**としますが、**図面に限りA3サイズ**により提出してください。

必ず、公募要領、Q&Aをお読みください。
また、申請書・資料作成では、この説明資料
を参考にしてください。

お問合せは以下のアドレス宛てに
メールをお願いします。

花粉症対策木材利用促進事業 事務局

info@sugi-kafun.jp